

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月22日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 石戸谷 渉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 5日から 令和 8年 6月15日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月18日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月24日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月22日から 令和 8年 6月26日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月22日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 131番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 29.37平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・一部公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 132番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.69平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・一部公衆用道路 |
| 3 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 132番地24、131番地4 |
| | 家屋 番号 | 132番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 53.25平方メートル
2階 53.25平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8年 3月26日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 森 林 未知代

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 131番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 29.37平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・一部公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 132番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.69平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・一部公衆用道路 |
| 3 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 132番地24、131番地4 |
| | 家屋 番号 | 132番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 53.25平方メートル
2階 53.25平方メートル |



令和 7年(又)第80012号
令和 8年 1月30日受理
令和 8年 3月 6日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 131番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 29.37平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 |
| | 地 番 | 132番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.69平方メートル |
| 3 | 所 在 | 小樽市高島二丁目 132番地24、131番地4 |
| | 家屋 番号 | 132番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 53.25平方メートル
2階 53.25平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	小樽市高島2丁目9番11号														
土地	物件1及び物件2														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1及び物件2） <input checked="" type="checkbox"/> 公衆用道路（物件1の一部及び物件2の一部）														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
建物	物件3														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[地方裁判所	支部	平成	年()第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1及び物件2について

- 1 本件各土地の境界石等は、積雪により確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の2番参照）。
- 2 本件各土地の地勢は概ね平坦であるが、物件1の南側、西側及び物件2の西側は、南側隣接地（地番131番1）及び西側隣接地（地番132番1）に対し、約3メートルから4メートル低位となっている。なお、本件各土地は南側隣接地（地番131番1）及び西側隣接地（地番132番1）と接道していない。
- 3 本件各土地の東側の約2メートルは建築基準法第42条第2項の私道として利用されている（土地建物位置関係図参照）。最寄りの公道までは、上記の私道を経由し約50メートルである。

■ 物件3について

- 1 新築後約47年を経過しており、全体的に概ね経年相応の老朽化が見受けられ、1階は全体的に歪んでおり、1階の各ドア及び各引き戸の建具の建付けが悪い状態にある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の3番参照）。
- 2 浴室は窓が割れており、西側の壁に剥離が見受けられる（下記「物件所有者の陳述の要旨」の4番参照）。
- 3 洋室の天井に雨漏り跡がある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の5番参照）。
- 4 外壁に損傷が多々ある。
- 5 玄関前に物件所有者所有の風除室兼サンルーム（約8.01㎡）が設置されている。なお、ガラスが破損している箇所がある。
- 6 本件建物には、屋根裏に収納スペースがある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の6番参照）。
- 7 本件建物の煙突は損壊したため無くなっており、西側の壁に、居間のストーブ及びボイラーの簡易的な煙突が設置されている。

■ 物件所有者の陳述の要旨

- 1 私は、本件物件に一人で居住しています。
- 2 境界石等の有無については分かりません。
- 3 建物に積もった雪の重みで1階が全体的に歪んでいます。歪みの関係でドア等の建付けが悪くなっています。
- 4 屋根から落ちる雪と西側近隣地の除雪した雪が溜まると建物の西側が雪により東側に押され、浴室の西側の壁に剥がれが起きます。また、浴室の窓が割れます。毎年、窓が割れるため、現在（令和8年3月）は補修していません。
- 5 洋室に雨漏り跡がありますが、現在（令和8年3月）も雨が降ると雨漏りが発生します。
- 6 本件建物は屋根裏に収納スペースがあります。
- 7 家の煙突は壊れています。簡易的に居間のストーブとボイラーのストーブの煙突を、本件建物の西側に設置しています。
- 8 私は、本件競売の売却手続きの前までに、引越しをすることも検討しています。引越しができた際は、建物内の動産全てを搬出は出来ず、残置する可能性が高いです。競売手続で本件物件が売却された場合に私の方で処分ができないため、残置物の所有権を放棄いたしますので、新所有者の方に処分していただきたく思っています。

- 上記の「物件所有者の陳述の要旨」の7番記載の居間のストーブとボイラーのストーブの煙突は、冬期間は雪に埋まる可能性があるため、注意を要する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 2月 4日 (水) 9:15-9:40	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影、連絡文書投函
8年 2月 4日 (水) 16:10-16:30	電話	物件所有者より架電
8年 2月 5日 (木) 16:35-16:50	電話	物件所有者より架電
8年 2月 6日 (金) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
8年 3月 3日 (火) 14:25-15:35	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、物件所有者立会
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(1:200)

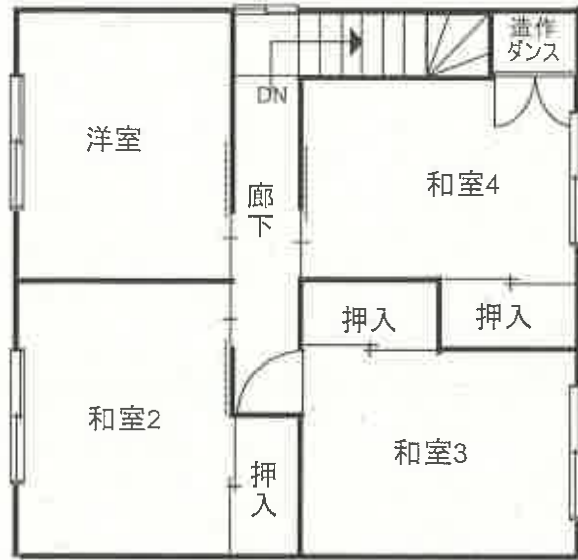


土地建物位置関係図

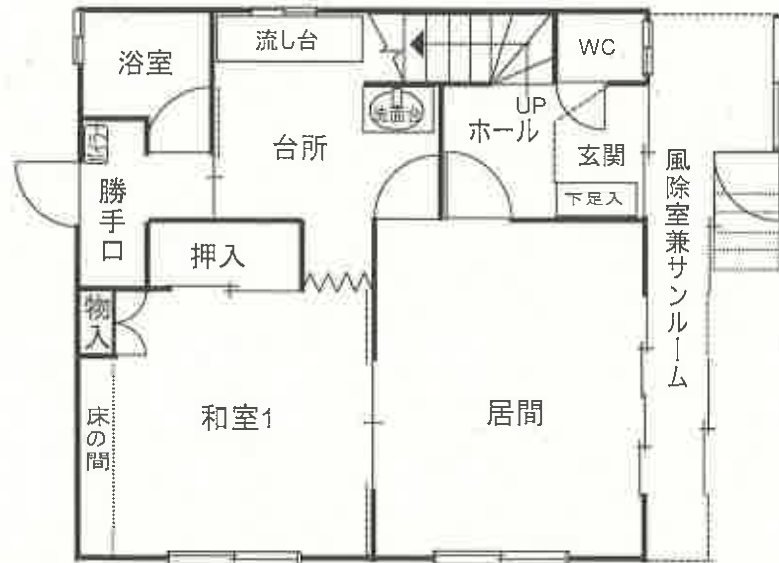
これは概略図である



(1:100)



2階



1階

建物間取図

これは概略図である

(6 枚目)

全景



居間



台所



浴室



最寄りの公道への状況（物件2より北側を撮影）



洋室 天井の状況



風除室兼サンルーム



屋根裏の収納スペース



物件3 西側の状況（浴室の窓・煙突）



令和7年(又)第80012号
令和8年3月3日現地調査
令和8年3月11日評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
増村 哲史

第1 評価額

一括価格	
金 580,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 20,000 円
物件2 (土地)	金 60,000 円
物件3 (建物)	金 500,000 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1～2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目積	小樽市高島二丁目 131番4 宅地 29.37㎡	現況地目は一部公衆用道路である。その他は概ね左に同じ。(但し、境界石は確認できなかったので、地積につき正確には専門家による測量を要する。)
2	所在地目積	小樽市高島二丁目 132番24 宅地 82.69㎡	現況地目は一部公衆用道路である。その他は概ね左に同じ。(但し、境界石は確認できなかったので、地積につき正確には専門家による測量を要する。)
3	所在地目積 家屋番号 種類 構造 床面積	小樽市高島二丁目 132番地24、 131番地4 132番24 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 53.25㎡ 2階 53.25㎡ (延 106.50㎡)	概ね左に同じ。
番号	特記事項		
	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1～2)

位置・交通	JR函館本線「小樽」駅の北東方道路距離約3.2km、中央バス停留所「高島2丁目」の西方道路距離約550mに位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況	中小規模の戸建一般住宅が多い市街地外延部の既成住宅地域で、地勢は全体としては概ね北東向きの傾斜地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 建築基準法第22条区域 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住誘導区域外、都市機能誘導区域外
画地条件	東側間口約8.2m、奥行最長部約13.5mの略長方形地で、このうち東寄りの幅2mは公衆用道路(建築基準法第42条2項道路)の敷地となっている。地勢は概ね平坦であるが、西側及び南側隣接地より3～4m程度低い。	
接面道路の状況	東側が幅4m(うち幅2mは本件土地)の未舗装私道(建築基準法第42条2項道路)に概ね等高に接面する。なお、西～南方に存する未舗装道路には接道していない。	
土地の利用状況等	物件3の建物等の敷地及び公衆用道路として利用されている。 目的外建物:なし	
供給処理施設	上水道:あり(但し個人管から引き込み) ガス配管:なし 下水道:あり(公設管から共同で引き込み)	
特記事項	①現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ③本件土地の前面から最寄りの公道(市道稲荷道線)までは前記私道(建築基準法第42条2項道路)経由で約50mである。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件3)

区分	主たる建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和54年8月1日新築 経過年数：約47年 経済的残存耐用年数：約0年
仕様	外壁：吹付タイル等 内壁：化粧合板等 天井：化粧合板・石膏ボード、ビニールクロス等 床：木質フロア、タタミ等 設備：給・排水、厨房、衛生（浴室・水洗トイレ）、暖房（灯油）、給湯（灯油）、電気設備等 その他：特別なものはない模様
床面積（現況）	現況床面積は約106.50㎡（登記数量と同じ）
現況用途等	現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間取り：附属資料・建物間取図のとおり（5LK）
品等	中位
保守管理の状態	新築後約47年を経ており、全体に概ね経年相応の老朽化がみられる。雪の重みのため建具の建付が悪く、特に1階和室のフスマは開閉ができず、2階の洋室は雨漏りするとこのことで、外壁には随所にクラックがみられる等保守管理状態はやや劣る。（その他詳細は現況調査報告書参照）
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特記事項	①本件建物の新築時には、確認済証（昭和54年4月3日、第24号）、検査済証（昭和54年8月13日、第514号）が交付されている ②風除室兼サンルーム（約8.01㎡）がある。 ③屋根裏に収納スペースがある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,000	0.70	29.37	0.50	51,000
2			82.69	0.50	145,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の公示地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格との比準価格等を考案のうえ、標準価格を 5,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 0.70

(内訳) 公衆用道路を含む：-15%、隣接地より低い-15%、計-30%

ウ 地積計： 112.06 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価： 0.50 受命物件の現況等を考慮して査定した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価（風除室兼サンルーム含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	230,000	106.50	0.03	735,000

ウ 現 価 率： 0.03

経済的耐用年数を満了している状態と判断し、現価率は残価率相当と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
	1	51,000	0.30	法定地上権
2	145,000	0.30	法定地上権	44,000
土地利用権等価格 (合計)				59,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	51,000	-15,000	/	0.90	0.70	0	20,000
2	145,000	-44,000	/	0.90		0	60,000
3	735,000	+59,000	1.00	0.90		0	500,000
一括価格 (合計)							580,000

ウ 占有減価修正：

修正を要しない。

エ 市場性修正：

接面道路が私道であること等により市場性が劣る程度を考量して査定した。

オ 競売市場修正：

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して査定した。

カ その他の控除減価： ない

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（小樽－10）

所 在：小樽市赤岩1丁目139番11
「赤岩1-24-10」

価 格：7,100 円/m²

位 置：JR函館本線小樽駅3.8km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：330 m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南4m市道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域、指定建蔽率60%、指定容積率100%

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 88,991 円

物件2 250,550 円

物件3 1,669,000 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図（小樽市役所「白図」）

2 地図に準ずる図面写

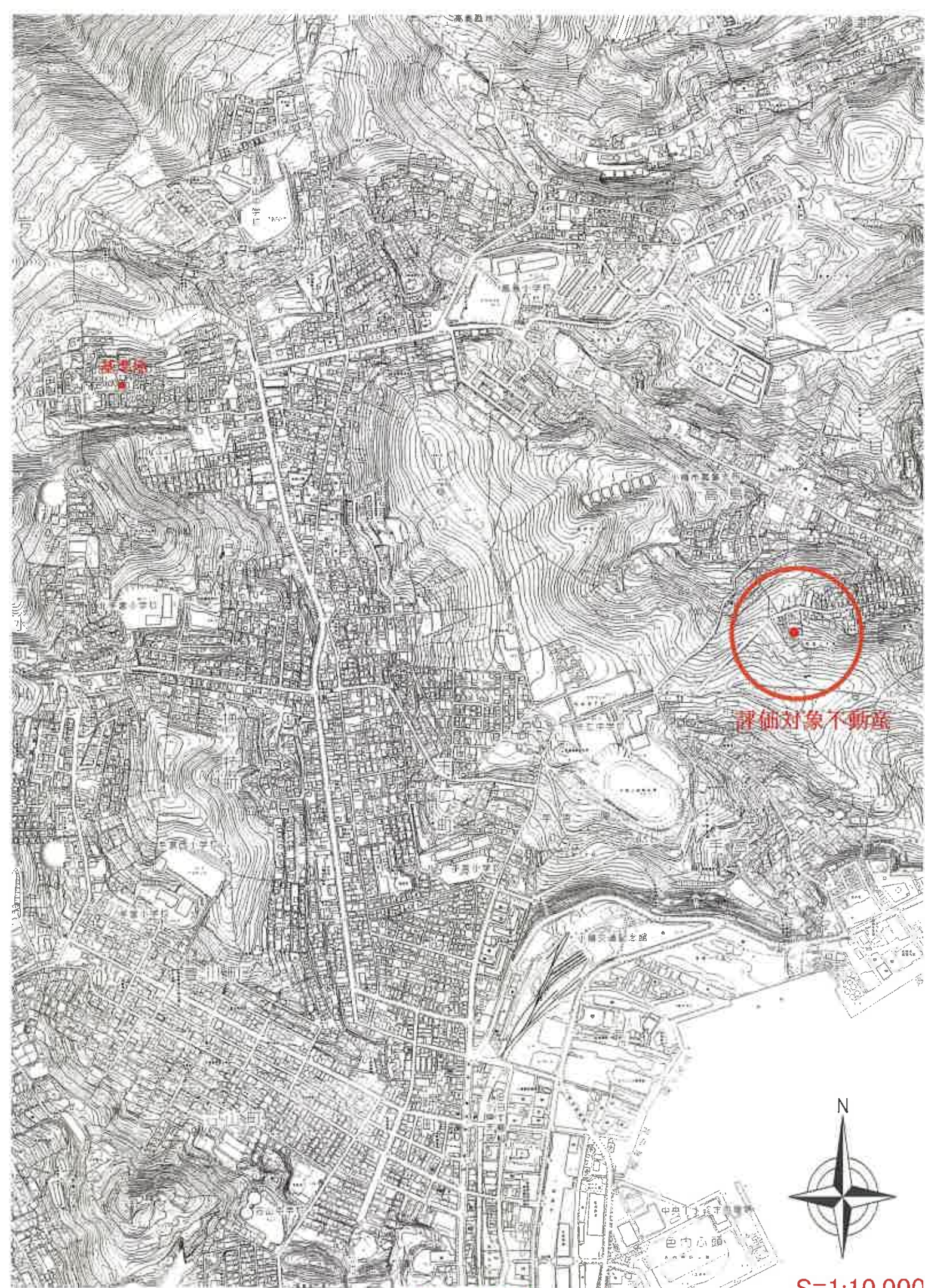
3 地積測量図写

4 建物図面・各階平面図写

5 土地建物位置関係図

6 建物間取図

以 上

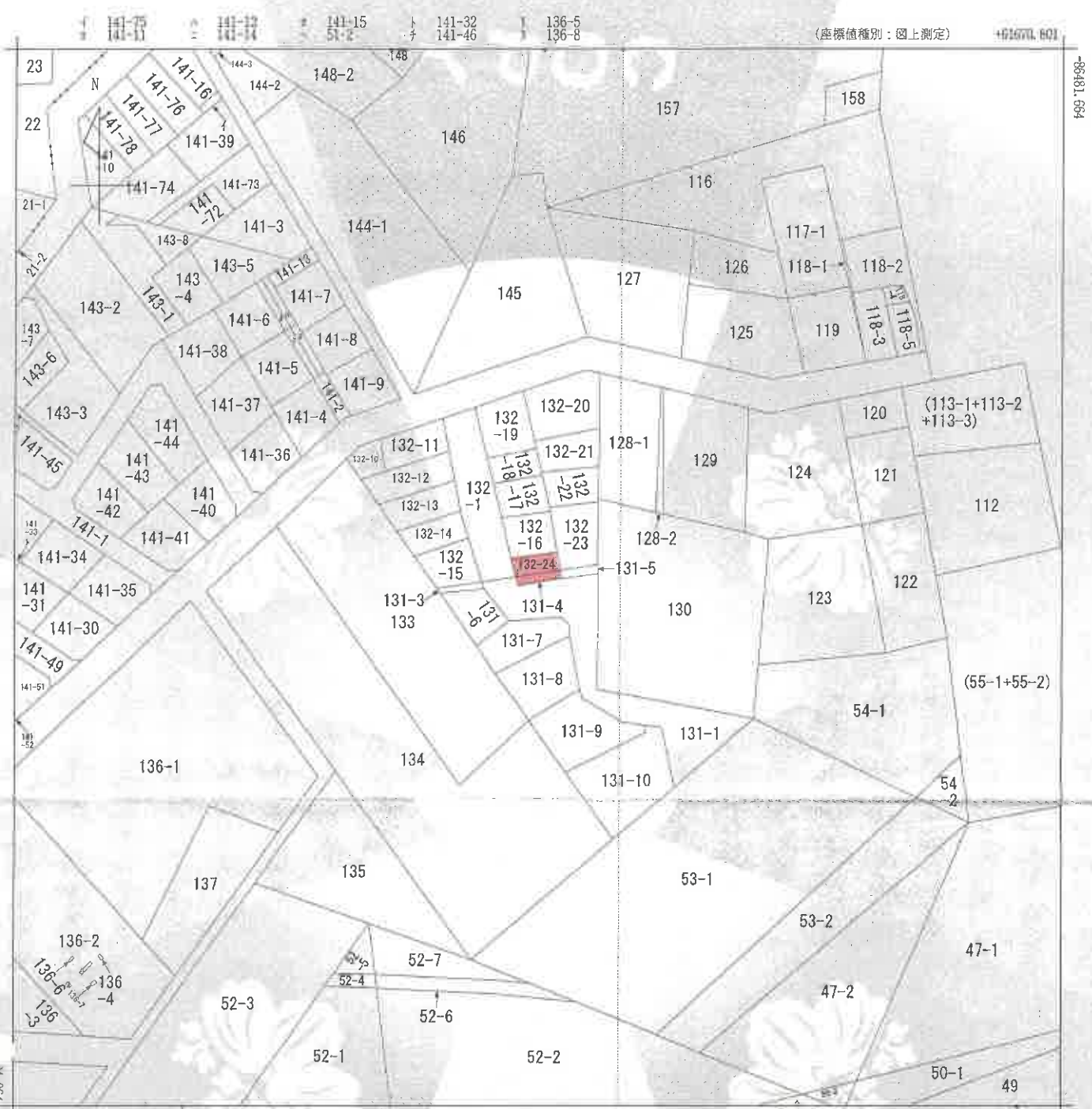


小樽市役所白図

位置図



S=1:10,000



+61370.801 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
高島4丁目
高島2丁目

請求部	所在	小樽市高島二丁目		地番	131番4				
出力縮尺	1/1200	精度区分		座標系番号又は記号	X I	分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日	大正14年9月		備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

(札幌法務局小樽支局管轄)
令和7年12月11日
東京法務局

地図整理番号：M95160
(1/1)

登記官



登記年月日：昭和49年11月27日

地積測量図

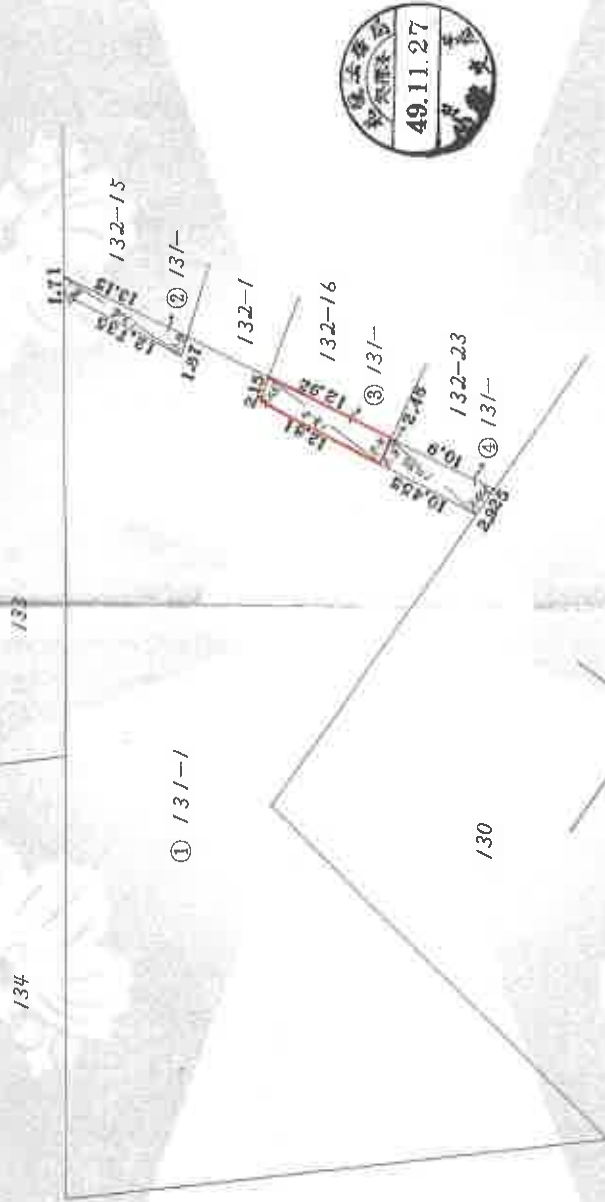
地番	131-1 131-3 ~ 131-5
土地の所在	小樽市高島2丁目

130911

昭和49年10月30日
製作年月日

製作者

申請人



求積
 ① 131-1 2020.29 = 78.89 = 2741.40 ㎡
 ② 131-3 (1.36+1.8) × 13.6 × 1/2 = 21.486 ㎡
 ③ 131-4 (2.05+2.4) × 13.2 × 1/2 = 29.37 ㎡
 ④ 131-5 (2.3 + 2.82) × 10.95 × 1/2 = 28.032 ㎡

縮尺	1/500
----	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (札幌法務局小樽支局管轄)
 令和7年12月11日 東京法務局

登記官

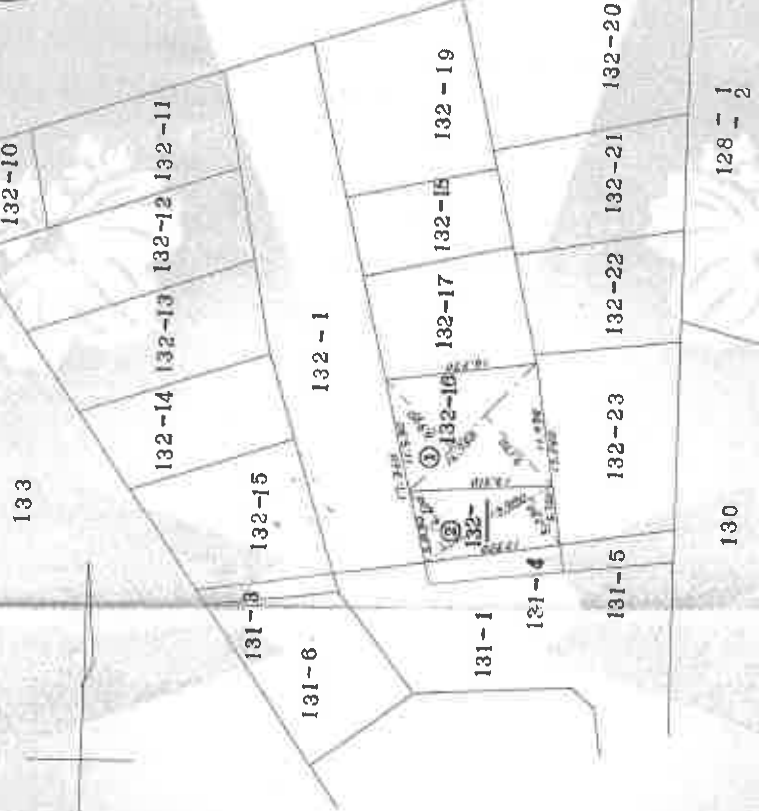
地図整理番号：M95161

登記年月日 昭和50年12月4日

地 種 測 量 図

地番	① 132-10 ② 132-24
土地の所在	小樽市 高島2丁目

130916



求 積

① 132-16 (8,944.9,170) × 16,758 × 1/2 = 151,74369 m²

② 132-24 (6,600+5,230) × 13,980 × 1/2 = 82,6917 m²

日 測 理 9)

縮 尺	1/500
-----	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

作 製 年 月 日
 昭 和 50 年 11 月 25 日

作 製 者
 [Redacted]

申 請 人
 [Redacted]

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (札幌法務局小樽支局登録)
 令和7年12月11日 東京法務局 登記官

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

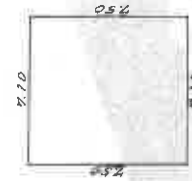
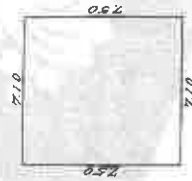
地図整理番号: M95162

登記年月日：昭和54年8月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局小樽支局管轄)
令和7年12月11日 東京法務局

COPY
登記官

各階平面図

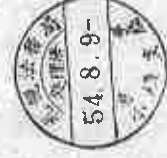
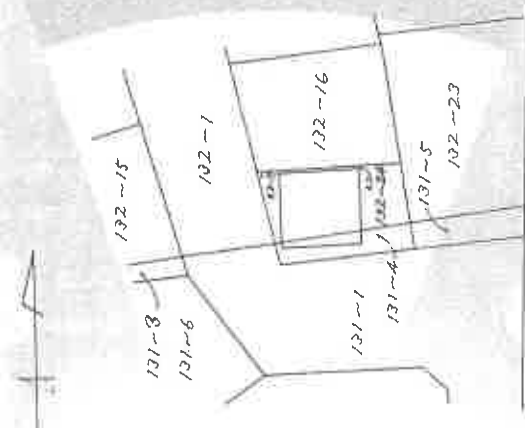


建物図面

家屋番号 132~24

建物の所在 小樽市高島2丁目132番地24・131番地4

00433835



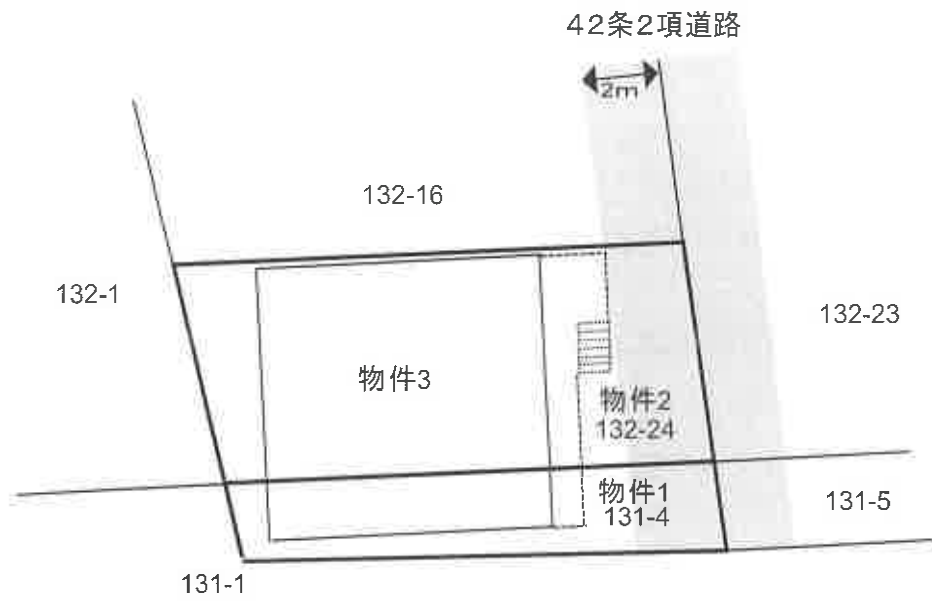
作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

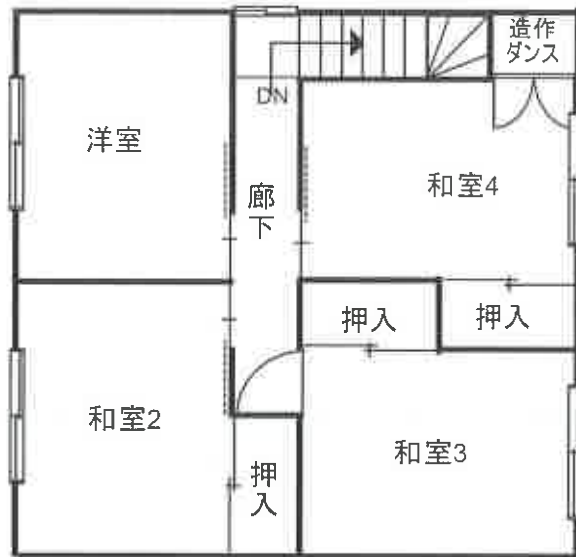


土地建物位置関係図

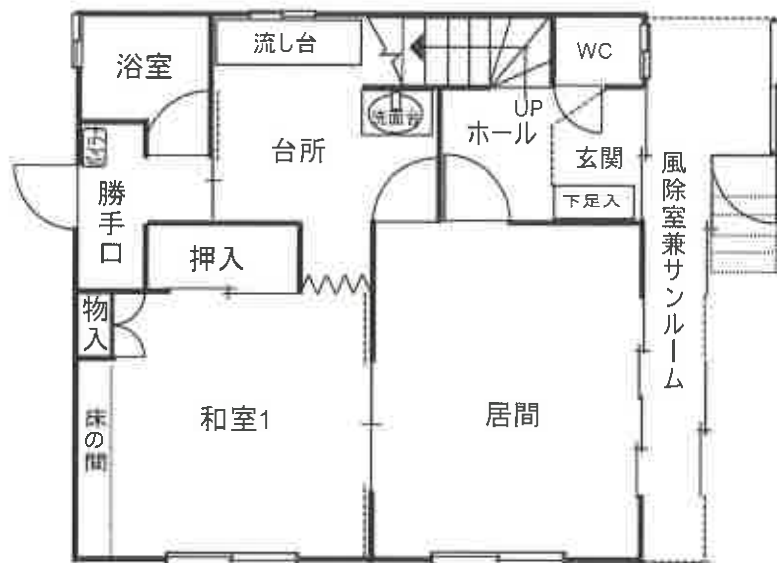
これは概略図である



(1:100)



2階



1階

建物間取図

これは概略図である